

第 12 回国立国会図書館契約監視委員会議事概要

開催日及び場所	平成 26 年 2 月 28 日（木）午後 4 時～午後 5 時 45 分 国立国会図書館総務課第二会議室	
委員長及び委員	委員長 山口 俊明（公認会計士） 委員 本田 実（城西国際大学 IT 教育センター教授） 委員 山本 清（東京大学大学院教育学研究科教授）	
審議対象契約期間	平成 25 年 4 月 1 日～平成 25 年 12 月 2 日	
指名停止の運用状況	2 件（4 者） ・独占禁止法違反 3 者（平成 26 年 2 月 12 日～6 月 11 日等） ・建設業法違反 1 者（平成 26 年 2 月 28 日～5 月 27 日）	
抽出事案（件）	5	（備考）事案総数 166 件
競争入札（物品役務等）（件）	3	<ul style="list-style-type: none"> ・契約件名：国立国会図書館建築物等の保全 ・契約相手方：アズビル株式会社 ・契約金額：245,070,000 円 ・契約締結日：平成 25 年 4 月 1 日 ・担当部局：総務部会計課
		<ul style="list-style-type: none"> ・契約件名：NDL デジタルアーカイブシステム デジタルデポジットシステムの開発 1 式 ・契約相手方：株式会社エヌ・ティ・ティ・データ ・契約金額：145,120,500 円 ・契約締結日：平成 25 年 7 月 12 日 ・担当部局：関西館総務課
		<ul style="list-style-type: none"> ・次の 2 件は、本来別の契約であるが、事務用端末機器等（2013）1 式関連の案件として、併せて審議を行った。 ・契約件名：事務用端末機器等（2013）1 式の導入作業 ・契約相手方：富士通株式会社 ・契約金額：98,574,504 円 ・契約締結日：平成 25 年 9 月 13 日 ・担当部局：総務部会計課
		<ul style="list-style-type: none"> ・契約件名：事務用端末機器等（2013）1 式の賃貸借 ・相手方：富士通株式会社、東京センチュリーリース株式会社 ・契約金額：月額賃借料 6,663,552 円 ・契約締結日：平成 25 年 9 月 13 日 ・担当部局：総務部会計課
随意契約（物品役務等）（件）	2	<ul style="list-style-type: none"> ・契約件名：業務基盤システムの改修作業 1 式 ・契約相手方：株式会社エヌ・ティ・ティ・データ ・契約金額：34,965,000 円 ・契約締結日：平成 25 年 8 月 2 日 ・担当部局：総務部会計課

		<ul style="list-style-type: none"> ・契約件名：国立国会図書館インフラ導入支援作業 1式 ・契約相手方：みずほ情報総研株式会社 ・契約金額：34,405,297円 ・契約締結日：平成25年8月19日 ・担当部局：総務部会計課
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告	なし	
抽出委員の選出	山本委員を次回の抽出委員に指定した。	

別紙

意見・質問	回答等
<p>「国立国会図書館建築物等の保全」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一業者が長期間、同一作業に携わっており、なおかつ落札率が高いものがある。同一業者が、連続して作業を続けるならば、効率化等で価格が下がる方向に向くはず。 <p>「NDL デジタルアーカイブシステム デジタルデポジットシステムの開発 1式」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム保守において、既存のパッケージソフトをシステムに使用していると、各種の要件を開示しないと他の業者が参入できなくなる。また、システムの著作権についても著作権を行使しないよう契約で明示し、システム開発者に有利にならないよう注意する必要がある。 ・追加開発を行う場合、後続の開発により全体の規模が大きくなりすぎる可能性がある。全体規模を把握したうえで、追加開発の進め方に注意を払うべきである。 ・1者入札がみられるが、他の業者が参加できない理由を調査し、今後の入札に反映すべき。 ・総合評価方式の入札において、1者入札になった場合でも、要求する質は得られるのか。 <p>「事務用端末機器等（2013）1式の導入作業」 「事務用端末機器等（2013）1式の賃貸借」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合評価方式で入札を行う基準はあるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約金額については、あまり変化がなく、労務単価の変動により多少差が出ている程度。長期間、作業に従事していることで、効率化も進み、すでに金額が下がりきっているのではないかと。 ・システム開発においては、各種要件を公開するとともに、著作権を行使しないことも契約に明示しており、システムの運用保守や改修等についても開発業者以外の業者も参加できるようにしている。 ・作業内容の変更等がありやむを得ない場合もあるが、御意見を踏まえた上で、一層注意をしていきたい。 ・入札説明に参加した業者から、入札に参加しなかった理由の聴取を行い、業務の参考にしている。 ・入札参加条件として必須要件を満たすことが必要としているため、1者であっても質は確保されている。 ・総合評価方式は、応札者から提出された提案書を審査し技術点を算出したうえで、入札価格も加味して落札者を決定している。総合評価方式とする案件については、各省申し合わせにより定められている。 <p>注：「情報システムの調達に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン」（平成25年7月19日調達関係省庁申し合わせ）等により、予定価格80万SDR（1億円）を超えるものは、総合評価方式で行う。</p>

<p>「国立国会図書館インフラ導入支援作業 1式」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 随意契約において、企画競争によるものがあるが、企画競争にはどのような意味があるのか。 <p>(抽出事案以外の事案について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「国立国会図書館東京本館における利用者登録、入退館カウンター及び利用者端末操作支援作業 1式」において、低価格入札が起こっている。予定価格の算定方法が妥当であったかを含め、発生原因の調査を行い、今後の予定価格の作成方法について検討すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企画競争では、当館が価格の上限を提示したうえで、企画提案書を提出してもらうため、最も優れた提案をした事業者と契約を締結できるという長所がある。 ・ 該当案件については、予定価格の算定に際して業者からの見積りをもとに予定価格を作成したのではなく、当館で業務量を積算して算定した。
---	---